

様式第3号（第6条関係）

令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）申請書（不足額給付Ⅱ）

定額減税補足給付金（不足額給付）とは、令和6年分の所得税及び令和6年度住民税において本人として定額減税の対象となっておらず、税制制度上、所得要件を満たしていない、あるいは事業専従者であるなどの理由により扶養親族にも該当しないことで、定額減税や低所得者向け給付金の対象にならなかった方に対し、原則4万円（定額）※を給付するものです。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

門真市長 宮本 一孝 様

※ 本様式は、定額減税補足給付金（不足額給付）の給付対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )
令和6年1月1日時点にお住まいだった市区町村		
令和5年12月1日時点にお住まいだった市区町村（※令和6年1月1日時点と同一の場合は不要）		

上記の署名をもって、下記の【誓約・同意事項】に誓約・同意したものとみなします。

**【誓約・同意事項】** ※全ての項目を確認のうえ、「1. 申請者」を記入してください。

- ① 下記給付要件に該当します。  
・下記の給付要件に該当する場合、原則として4万円（令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円）が給付されます。  
門真市における確認の結果、給付要件に該当しなかった場合には不足額給付金は給付されません。  
この要件に該当するか、又は給付対象となることについて市町村に事前に確認しています。

(給付要件)

令和6年分所得税及び令和6年度住民税において、以下ア～ウのいずれの要件も満たすこと。  
ア 本人として定額減税の対象となっていないこと。（定額減税前の令和6年分所得税及び令和6年度住民税所得割額が0円であること）  
イ 青色事業専従者・事業専従者、合計所得金額が48万円を超えるなどにより、税制度上扶養親族の対象外であること。（扶養親族等として定額減税の対象外であること）  
ウ 令和5年度・令和6年度に実施した低所得者向け給付の対象世帯主または世帯員でないこと。

- ② 不足額給付の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。  
③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。  
④ この申請書は、門真市において給付決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。  
⑤ 門真市が給付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年10月31日までに、門真市が申請者に連絡・確認できない場合に、給付金が給付されないことに同意します。  
⑥ 給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の給付要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

裏面も必ずご確認ください。

## 2. 振込口座（申請者名義の口座）

※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。  
 ※下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名		支店名	種別	口座番号 (右詰めで記入)	口座名義(カナ) ※申請者名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい。
金融機関コード	1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
ゆうちょ銀行		通帳記号 6桁目がある場合は※欄に記入		通帳番号 (右詰めで記入)	口座名義(カナ) ※申請者名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい。
通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入		1 ※			

### 提出書類

- 『令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）申請書』（本書類）
- 『事業主の令和5年分・6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し（コピー）等』  
 ※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。
- 『申請者の本人確認書類の写し（コピー）』  
 ※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）など、本人確認書類の写し（コピー）をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』  
 ※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。